



平成 27 年 8 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社エスケーホーム
代 表 者 名 代表取締役社長 瀬口 力
(コード番号：1431 福証 Q-Board)
問 合 せ 先 取締役管理部長 山崎 和範
(TEL. 0968-44-3559)

定款の一部変更及び会計監査人選任に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 8 月 12 日開催の取締役会において定款一部変更議案を、また、同日開催の監査役会において、会計監査人選任議案を、それぞれ平成 27 年 9 月 29 日開催予定の第 18 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更について

(1) 変更の理由

- ① 現行定款第 1 条（商号）の変更
従来商号の英文表記を定めていなかったものを現行定款第 1 条に新たに規定するものであります。
- ② 現行定款第 4 条（機関）の変更
当社は、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当しませんが、同法の規定に基づく会計監査人を設置することで、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、会計監査人に関する規定を新設するものであります。
- ③ 変更案第 11 条（自己株式の取得）の新設
会社法第 165 条第 2 項の規定により、定款の定めに基づいて取締役会決議による自己の株式の取得が認められておりますので、機動的な資本政策を遂行できるように、自己の株式の取得に関する規定を新設するものであります。
- ④ 変更案第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の新設
インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。
- ⑤ 現行定款第 16 条（議事録）の削除
本条項は、会社法施行規則第 72 条の定めにより、株式会社に適用されている条項であり、現状では定款に記載する必要がない条項であるため、現行定款第 16 条（議事録）の削除をするものであります。
- ⑥ 現行定款第 24 条（取締役会の議事録）の削除
本条項は、会社法第 369 条第 3 項の定めにより、株式会社に適用されている条項であり、現状では定款に記載する必要がない条項であるため、現行定款第 24 条（取締役会の議事録）の削除をするものであります。
- ⑦ 現行定款第 27 条（取締役の責任免除）の変更
会社法の改正に伴い、責任限定契約を締結できる取締役の条件に変更が生じたため、現行法に則り、本条項を変更するものであります。

⑧ 現行定款第 35 条（監査役の責任免除）の変更

会社法の改正に伴い、責任限定契約を締結できる監査役の条件に変更が生じたため、現行法に則り、本条項を変更するものであります。

⑨ 変更案第 6 章（会計監査人）の新設

現行定款第 4 条（機関）の変更が承認可決されることを条件に、会計監査人が職務の執行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするための規定を新設するものであります。

⑩ その他

上記の変更に伴い、条数の繰り下げ等を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は、株式会社エスケーホームと称する。</p>	<p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は、株式会社エスケーホームと称し、<u>英文では、SK home Co., Ltd. と表示する。</u></p>
<p>第 2 条～第 3 条（条文省略）</p>	<p>第 2 条～第 3 条（現行どおり）</p>
<p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(新設)</p>	<p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p>
<p>第 5 条～第 10 条（条文省略）</p>	<p>第 5 条～第 10 条（現行どおり）</p>
<p>(新設)</p>	<p>(自己株式の取得)</p> <p>第 11 条 <u>当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p>第 11 条～第 13 条（条文省略）</p>	<p>第 12 条～第 14 条（現行どおり）</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 15 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現行定款	変更案
第 14 条～第 15 条 (条文省略)	第 16 条～第 17 条 (現行どおり)
(議事録) 第 16 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。	(削除)
第 17 条～第 23 条 (条文省略)	第 18 条～第 24 条 (現行どおり)
(取締役会の議事録) 第 24 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	(削除)
第 25 条～第 26 条 (条文省略)	第 25 条～第 26 条 (現行どおり)
(取締役の責任免除) 第 27 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間に、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第 27 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、 <u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第 28 条～第 34 条 (条文省略)	第 28 条～第 34 条 (現行どおり)
(監査役の責任免除) 第 35 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役との間に、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(監査役の責任免除) 第 35 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、 <u>監査役との間に、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現行定款	変更案
(新設)	第6章 会計監査人
(新設)	(<u>会計監査人の選任</u>) 第36条 <u>当社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u>
(新設)	(<u>会計監査人の任期</u>) 第37条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
(新設)	(<u>会計監査人の報酬等</u>) 第38条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>
(新設)	(<u>会計監査人の責任免除</u>) 第39条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
第6章 計算	第7章 計算
第36条～第38条（条文省略）	第40条～第42条（現行どおり）

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年9月29日（火）
定款変更の効力発生日 平成27年9月29日（火）

2. 会計監査人選任について

当社は、会社法第2条第6号に定める大会社には該当しませんが、同法の規定に基づく会計監査人を設置することで、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、三優監査法人を会計監査人として選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、上記「定款一部変更について」が承認可決されることを条件としております。

また、本議案に関しましては、監査役会の承認を得ております。

会計監査人候補者は次のとおりであります

名 称	三優監査法人
事 務 所	(主たる事務所) 東京都新宿区西新宿一丁目24番1号 エステック情報ビル15F (その他の事務所) 大阪市北区堂島浜一丁目4番16号 アクア堂島NBFタワー14F 名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号 住友生命名古屋ビル14F 福岡市中央区天神二丁目14番13号 天神三井ビル2F
沿 革	昭和61年10月 監査法人三優会計社 設立 昭和62年7月 大阪事務所 設置 平成2年12月 福岡事務所 設置 平成8年4月 三優監査法人に名称変更 平成8年7月 名古屋事務所 設置
海外事務所との提携	平成8年1月 BDO Binder BV (現 BDO International Limited) と業務提携
概 要	構成人員 社員 (公認会計士) 24名 職員 (公認会計士) 76名 (公認会計士合格者等) 21名 (その他の職員) 35名 合計 156名 関与会社 170社

(平成27年7月1日現在)

以上